

# 商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



人を思う。未来を思う。

商工中金

2020年7月9日

商工中金

## ミャンマー向け外国送金における送金目的コードについて

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ミャンマー中央銀行は、国際収支統計の作成を目的とした規制を導入し、同国への外国送金については、送金目的コード（ITRSコード（※））の記載を求めています。

つきましては、ミャンマー向け外国送金の際には、下記記載方法の通り「ITRSコード」を記入いただきますようお願いいたします。

上記コードの記載がない場合、着金の遅延、送金の組戻、及びお受取人取引銀行から諸手数料等を請求される可能性がありますので、ご注意ください。

なお、「ITRSコード」が不明な場合、お受取人さま、または受取銀行にご確認ください。

※ ITRSコード：4桁の数字で構成される同国中央銀行制定のコードとなります。

正式には「International Transactions Reporting System Code」です。

### <記載方法>

受付チャネル	入力欄
店頭、ファクシミリ	外国送金依頼書兼告知書の「受取人へ連絡する事項」欄
商工中金外為Web	仕向送金サービスの「受取人へのメッセージ」欄

### <記載例>

該当する入力欄に、「ITRS CODE：〇〇〇〇」とご記入ください。

- ・ 送金目的が「輸入代金支払」の場合、ITRS CODE：1100
- ・ 送金目的が「資本金送金」の場合、ITRS CODE：8100

ご不明な点がございましたら、[お取引店](#)担当者までご照会ください。